

高額療養費の自己負担限度額が

1月の診療分から変わります

平成27年1月診療分から、高額療養費の自己負担限度額が変わります。収入によっては医療費の負担に影響しますので、確認しておきましょう。

平成26年12月診療分まで

所得区分 (標準報酬月額)	1カ月の 限度額の目安	多数該当
上位 (53万円以上)	150,000円	83,400円
一般 (53万円未満)	80,100円	44,400円
低所得者 (住民税非課税等)	35,400円	24,600円

平成27年1月診療分から

所得区分 (標準報酬月額)	1カ月の 限度額の目安	多数該当
83万円以上	252,600円	140,100円
53万円 ～ 79万円	167,400円	93,000円
28万円 ～ 50万円	80,100円	44,400円
26万円以下	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税等)	35,400円	24,600円



標準報酬月額
によって
違うのかー。

70歳～75歳未満の方の
変更はありません。

所得区分が細分化され
5つの区分に分かれます。

世帯で合算できる額
(21,000円以上が対象)は
変わりません。

※適用されるのは同じ医療機関で1人1ヵ月ごと・診療科別(医科・歯科)ごととなります。

限度額適用認定証を活用しましょう

医療機関の窓口へ「限度額適用認定証」を提示すれば、入院・外来の支払いが自己負担限度額までになります。自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の払い戻しには時間がかかりますので、高額を支払いが考えられるときには、ぜひ活用しましょう。

認定証の発行を受けるには、窓口での支払いの前に健保組合に申請が必要です。

